

訪問看護ナースソフィアにいかわ

〔 運営規程 〕

第1条 事業の目的

ナースソフィア株式会社が運営する訪問看護ナースソフィアにいかわ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護および指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気や怪我等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

1. ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指して支援する。
2. 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 法人・事業所の名称等

訪問看護を行う法人・事業所の名称および所在地は次の通りとする。

1. 法人名称 : ナースソフィア株式会社
2. 法人所在地 : 富山県黒部市出島 977 番地 ハイムグリンデル 201 号室
3. 事業所名 : 訪問看護ナースソフィアにいかわ
4. 事業所所在地 : 富山県黒部市出島 977 番地 ハイムグリンデル 201 号室

第4条 職員の職種、員数、および職務内容

ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

職務	職種	員数	備考
管理者	看護師	1 名 (常勤)	所属職員の管理及び訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、従業者に対し基準・法令を遵守させるための必要な指揮命令、その他の管理を一元的に行う。ただし、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができ

			るものとする。
看護職員	看護師又は 准看護師	2.5 名以上 (常勤換算法に よる)	管理者の補佐、訪問看護計画書および訪問看護報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

第 5 条 営業日及び営業時間

ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 月曜日～土曜日（8 月 13 日～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日は除く。）
2. 営業時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時
3. 上記の営業日及び営業時間外についても、利用者やその家族等からの電話連絡による 24 時間対応を実施する。

第 6 条 訪問看護の提供方法

ステーションの訪問看護の提供方法は次の通りとする。

1. 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
2. 利用者の希望または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
3. 介護保険法の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業所との連携を図る。
4. 利用希望者に主治医がいない場合は、関係機関と十分な連携をとり、主治医選定の援助を行う。

第 7 条 サービス提供内容

ステーションの訪問看護の内容は次の通りとする。

1. 病状・障害等の観察
2. 清拭・入浴援助等清潔の保持
3. 食事および排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. カテーテル等の管理
7. 医療機器の管理
8. 緩和ケア
9. ターミナルケア
10. 看取りの支援
11. 認知症患者の看護

- 1 2. 療養生活や介護方法の指導
- 1 3. 療養環境整備の支援
- 1 4. その他医師の指示による医療処置
- 1 5. 服薬管理
- 1 6. 入退院時の共同指導

第 8 条 サービス提供地域

訪問看護の通常の実施地域は、下新川郡朝日町・下新川郡入善町・黒部市・中新川郡立山町・中新川郡上市町・中新川郡舟橋村・富山市とする。

第 9 条 緊急時における対応方法

1. 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変やその他緊急事態が生じた際には、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
2. 看護師等は前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

第 10 条 利用料等

1. ステーションが訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法または健康保険法等の厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
2. ステーションは別途定める料金表に基づき、利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。
3. 訪問看護を介護保険の適用にて利用する場合は次の通りとする。
 - 3-1. 法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供したときは、利用料に、介護保険負担割合証に記載される利用者負担の割合（1割、2割又は3割）を乗じた額（なお、公費負担がある場合は、その公費で定められた負担額）とする。ただし、支給限度額を超えた場合には、超過分の全額を利用者の自己負担とする。
 - 3-2. 以下の場合、その他の利用料として別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - （1）訪問看護に連続して行われる死後の処置
 - （2）長時間訪問看護加算を算定できない方のサービス時間が 1 時間 30 分を超えた場合、その超えた時間数に対する料金
4. 訪問看護を医療保険の適用にて利用する場合は次の通りとする。
 - 4-1. 健康保険法に基づく額を徴収する。なお、公費負担がある場合は、その公費で定められた負担額とする。

4－2．以下の場合、その他の利用料として別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護に連続して行われる死後の処置
- (2) 別表に定めた交通費
- (3) 営業日以外・時間外に訪問看護を行った場合
- (4) 長時間訪問看護加算を算定できない方のサービス時間が1時間30分を超えた場合、その超えた時間数に対する料金

5．営業日以外の訪問看護については原則全額実費負担であるが、利用者の状態によりやむをえない場合、あるいは医師の指示がある場合はこの限りでない。

第11条 苦情処理

- 1．ステーションの管理者は、提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとし、迅速かつ適切に対応する。
- 2．ステーションは前項の苦情及び苦情に際して採った処置等について記録し、その完結の日から5年間保管する。
- 3．ステーションは、サービスに関する苦情の受付を行う公的機関から苦情に関する調査があった場合には、これに協力する。又、指導があった場合には、その指導に従い業務の改善を行い、改善結果を報告する。

第12条 事故処理

- 1．ステーションはサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者に係る介護支援専門員、主治医、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2．ステーションは前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保管する。
- 3．ステーションは利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第13条 秘密保持・個人情報の保護

- 1．ステーションが得た利用者及びその家族の個人情報については、ステーションでの医療及び介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ利用者及びその家族の了解を得る。
- 2．職員は業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3．従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

第 14 条 その他運営についての留意事項

1. ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
2. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はナースソフィア株式会社とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
3. ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する診療録及び諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管するものとする。

第 15 条 虐待防止のための措置に関する事項

1. ステーションは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. ステーションはサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。